

観音寺市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長及び教育長から定期監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 1月10日

観音寺市監査委員 佐伯文男  
観音寺市監査委員 井下尊義

1 措置を講じた部局

観音寺市長  
観音寺市教育長

2 監査実施期間

平成29年10月 1日から同年11月 7日まで

3 監査結果報告書の提出日

平成29年12月 1日

4 措置通知年月日

平成29年12月 5日付（観音寺市長）  
平成29年12月28日付（観音寺市教育長）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	健康福祉部子育て支援課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<p>1 各課共通事項</p> <p>(1) システムの出張命令の備考欄には、旅費支給の根拠となる交通手段の入力もれが見受けられた。適切に処理されたい。</p> <p>2 保育所共通事項</p> <p>(1) 出張命令について、正規職員は庶務管理システムにて管理するようになっている。また、臨時職員も管理できるようになるので適切に処理されたい。</p> <p>(2) 市内出張、研修の旅費の付け方、提出書類について、所管課と協議のうえ統一を図られたい。</p> <p>(3) 保育現場は、保育にかける時間がいっぱいの上、県への報告書にも時間がとられている。県へ報告書の緩和を申し入れるなど、担当課と働きかけてはどうか。</p> <p>3 大野原保育所</p> <p>(1) ETCカードと駐車場のプリペイドカードについて、使用簿にその都度、正確に記入されたい。</p>	<p>1</p> <p>(1) 出張命令備考欄に交通手段の記入もれが無いように、適切に処理します。</p> <p>2</p> <p>(1) 平成30年からの本格運用後も適切に処理します。</p> <p>(2) 様式の統一を図ります。</p> <p>(3) 県公立保育所監査時及び担当者会などで、報告書等の簡素化について働きかけます。</p> <p>3</p> <p>(1) 使用簿の管理を徹底します。</p>	

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

対 象 部 局	教育部 学校給食課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	<p>○システム出張命令の備考欄には、旅費支給の根拠となる交通手段の入力もれが見受けられた。適切に処理されたい。</p> <p>○離れた施設で大勢の職員の管理で大変であるが、出張簿、年休簿、振替簿、出張命令簿、復命書、事故報告書等の管理を適切にされたい。</p>	<p>○監査指摘後にシステム入力者に指導済。</p> <p>○自家用車での市外出張時には、自家用車の公務使用に関する取扱規程に基づき自家用車公務使用承認申請書を提出する。</p>

対 象 部 局	教育部 学校教育課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	<p>○個人情報の管理について</p> <p>○理科薬品の使用管理について</p> <p>○給食費等について</p> <p>○市内出張命令簿について</p>	<p>○ USB 等の取扱いについては、職場内で対応する。</p> <p>○ 薬品類の管理については、保管庫の鍵の取り扱いも含めて適切に行うよう努める。</p> <p>○ 児童手当からの天引きについては、平成28年度から実施しているが、事前の申立書の聴取は制度上できないことから、滞納が発生した場合には保護者の理解が得られるよう取り組む。</p> <p>○ 行先を記入する。</p>